

事務連絡  
令和2年4月21日

関係団体各位

静岡県くらし・環境部  
建築住宅局住まいづくり課長

「令和2年度 静岡県住まいづくり支援ガイド」広告掲載の申込みについて

日頃より、県の住宅行政の推進に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

県では、住まいに関する各種助成制度をまとめた「静岡県住まいづくり支援ガイド」を毎年発行しています。この冊子は、住宅の取得やリフォームをしようとする方だけでなく、住宅関係の業務に携わっている方もご利用いただけます。

この冊子に掲載する有料広告を募集することといたしましたので、貴団体会員各位に御検討をいただきたく、周知方よろしくお願ひいたします。

御不明な点等がございましたら、下記連絡先までお問い合わせください。

・添付書類

- ①「令和2年度 住まいづくり支援ガイド」広告募集要項
- ②静岡県住まいづくり課広告掲載基準
- ③広告掲載申込書
- ④広告掲載欄（見本）

担当 計画班 中村  
電話 054-221-3081  
FAX 054-221-3083  
E-mail sumai@pref.shizuoka.lg.jp

## 「令和2年度 静岡県住まいづくり支援ガイド」広告募集要項

### 1 概要

静岡県では、県が発行する「住まいづくり支援ガイド」に有料広告を掲載しています。

つきましては、「令和2年度静岡県住まいづくり支援ガイド」に掲載する広告を次のとおり募集します。

### 2 広告を掲載する冊子

名称	令和2年度 静岡県 住まいづくり支援ガイド
規格	版型 A4判
	ページ数 約260ページ
発行部数	約3,100部
発行時期	令和2年7月頃（毎年1回発行）
内容	1. 住まいづくりに関する知識 2. 県内全域で利用できる住宅に関する助成制度 3. 市町ごとの住宅に関する助成制度 4. 住まいづくりに関する相談窓口
配布対象	県民、住宅関連事業者等
配布方法	県民サービスセンター、県住まいづくり課、各土木事務所、各市町の住宅担当窓口、ミーナ葵（あんしん建物相談室）、県内金融機関、県内住宅展示場

※ なお、電子データを、静岡県住まいづくり課のホームページ「住まいの情報ガーデン」([https://www.pref.shizuoka.jp/kenmin/km-310a/garden/sumai\\_guide.html](https://www.pref.shizuoka.jp/kenmin/km-310a/garden/sumai_guide.html))に掲載しております（現在、令和元年度版を掲載しておりますので御覧ください。）

### 3 広告の規格等

広告の掲載位置	冊子の所定のページ（表紙の裏面2枠、裏表紙の裏面2枠） 広告掲載枠の位置に希望がある場合は、原則として広告掲載枠の多い順番で掲載位置を決めます。枠数が同じ場合は、抽選によるものとします。抽選の日時、方法は後日抽選対象の団体に連絡します。なお、配置・配列の都合により、希望に添えない場合があります。 ※ 応募多数の場合は、表紙の裏面2枠の後ろに広告掲載用ページを適宜追加します。
広告の規格	1枠 縦12.0cm×横16.0cm（概ねA4サイズの1／2ページ分） ※ 別紙2見本を御覧ください。 ※ 2枠で掲載する場合は、縦25.0cm×横16.0cmになります。
掲載枠数	4枠程度を想定（上限は設けません。）
データ形式	JPG又はGIFデータで提出してください。
使用する色	1色（白黒）
その他	広告掲載枠内に、必ず0.5cm×1cm以上の大きさで「広告」の標記を行ってください。

**4 広告掲載料**

1 枠 10,000 円（税込）

※広告枠の分割はできません。

※同時に2枠以上の掲載も可能です。

※広告デザイン等の作成に要する費用は広告主の負担となります。

**5 申込み期間・申込み方法**

令和2年5月15日（金）までに、別紙1「広告掲載申込書」に必要事項を記入し、広告原稿のデータ及び出力見本を添付して、郵送又は、Eメールにより下記の申込み先まで提出してください。

**6 掲載できる広告内容及び広告主**

「静岡県住まいづくり課広告掲載基準」を御覧ください。

**7 広告掲載料の納付**

県が指定した日までに、県が発行する納入通知書により一括前納してください。

※ 納入された広告掲載料は、原則返還しませんので御注意ください。

**8 申込み・問い合わせ先**

〒420-8601 静岡市葵区追手町 9-6

静岡県くらし・環境部建築住宅局住まいづくり課計画班

T E L : 054-221-3081 F A X : 054-221-3083

E-Mail : sumai@pref.shizuoka.lg.jp

U R L : [https://www.pref.shizuoka.jp/kenmin/km-310a/garden/sumai\\_guide.html](https://www.pref.shizuoka.jp/kenmin/km-310a/garden/sumai_guide.html)

## 静岡県住まいづくり課広告掲載基準

### (趣旨)

第1 この基準は、静岡県住まいづくり課が行う広告事業において掲載する広告等の範囲について定めるものとする。

### (業種又は業者)

第2 次の業種又は業者の広告は掲載しない。広告掲載中であっても、次の業種又は業者に該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 暴力団又は暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由のあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に該当するもの
- (3) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に定めるインターネット異性紹介事業に該当するもの
- (4) 消費者金融・高利貸しに係るもの
- (5) たばこに係るもの
- (6) ギャンブルに係るもの（宝くじに係るものは除く）
- (7) 法律の定めのない医療類似行為を行うもの
- (8) 興信所・探偵事務所
- (9) 民事再生法又は会社更生法による再生又は更生手続中のもの（ただし、再生又は更生計画が認可されたものはこの限りでない）
- (10) 県の指名停止措置を受けているもの又は県の指名停止要綱に該当する行為を行ったもの又は不利益処分（違法又は不適当な行為によるものである場合に限る）を受けているもの

### (掲載基準)

第3 掲載する広告等は次のいずれにも該当しないものとする。

なお、県は、広告等ごとに、その具体的な内容を判断するものとし、その上で修正・削除が必要な場合は、広告事業を取り扱う業者（以下「広告取扱業者」という。）に依頼できるものとし、広告取扱業者は正当な理由がない場合は、修正・削除に応じなければならない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 意見広告
- (6) 個人の氏名広告

- (7) 責任の所在が不明確なもの
- (8) 内容が不明確なもの
- (9) 虚偽又は誤認されるおそれがあるもの。誤認されるおそれがあるものとは次のようなものをいう。
  - ア 編集記事と紛らわしい体裁・表現で、広告であることが不明確なもの
  - イ 統計、文献、専門用語などを引用して、実際のものより優位又は有利であるような表現のもの
  - ウ 社会的に認められていない許認可、保証、賞又は資格などを使用して権威づけようとするもの
  - エ 取引などに関し、表示すべき事項を明記しないで、実際の条件よりも優位又は有利であるような表現のもの
- (10) 比較又は優位性を表現する場合、その条件の明示、及び確実な事実の裏付けがないもの
- (11) 事実でないのに、県が広告主を支持又はその商品やサービスなどを推奨、あるいは保証しているかのような誤解を与える表現のもの
- (12) 投機、射幸心を著しくあおる表現のもの
- (13) 社会的秩序を乱す次のような表現のあるもの
  - ア 暴力、賭博、麻薬、売春などの行為を肯定、美化したもの
  - イ 醜悪、残酷、獣奇的で不快感を与えるおそれがあるもの
  - ウ 性に関する表現で、露骨、わいせつなもの
  - エ その他風紀を乱したり、犯罪を誘発するおそれがあるもの
- (14) 債権取立て、示談引受けなどをうたったもの
- (15) 非科学的又は迷信に類するもので、読者を迷わせたり、不安を与えるおそれがあるもの
- (16) 名誉毀損、プライバシーの侵害、信用棄損、業務妨害となるおそれがある表現のもの
- (17) 氏名、写真、談話及び商標、著作物などを無断で使用したもの
- (18) 皇室、王室、元首及び内外の国旗などの尊厳を傷つけるおそれがあるもの
- (19) アマチュアスポーツに関する規定に反し、競技者又は役員の氏名、写真などを使用したもの
- (20) オリンピックや国際的な博覧会・大会などのマーク、標語、呼称などを無断で使用したもの
- (21) 詐欺的なもの、又はいわゆる不良商法とみなされるもの
- (22) 通信販売で連絡先、商品名、内容、価格、送料、数量、引渡し、支払い方法及び返品条件などが不明確なもの
- (23) 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実体、内容、施設

が不明確なもの

(24) 解雇廣告

(25) 健康的・教育的配慮が必要なもの

(26) 健康食品（特定健康用食品は除く）、火薬、危険度の高い金融商品などで消費事故が想定されるもの

2 前項の規定に加えて、必要に応じて広報媒体ごとに、掲載できない広告等の範囲を定めるものとする。

(別紙1)

令和 年 月 日

広告掲載申込書

静岡県知事様

広告を掲載したいので下記のとおり申します。

申込者	所在地	〒 -	
	名称		
	代表者職氏名		
	業種		
	担当者	部署名	
		氏名	
	連絡先	TEL	
		FAX	
		Eメール	
	申込枚数	枚	
申込金額	円		
掲載内容	広告主		
	広告内容		
広告掲載枠の希望位置	なし あり ( )		
その他	※ 静岡県住まいづくり課広告掲載基準を遵守します。		
備考			

広告

## 広告掲載欄

縦約12cm×横約16cm

広告

## 広告掲載欄

縦約12cm×横約16cm